

89. 「てんのこ、てんのこ」

問 「天明天保奥州飢渴事控」（片平六左著）の中の天保六年未〔ひつじ〕年の章に、「当世子供遊び」の一つとして『御蔵元は、てんのこ、てんのこ』とあります。この「てんのこ、てんのこ」とは何のことですか。

答 仙台領内は天保元年から同9年まで漫性的な不作、凶作が続いますが、天保6年〔1835〕も、年頭から殆ど連続的な異常天候で、6月には大地震、7月7日には、大橋をはじめ、中ノ瀬・評定橋が流失し数百人の死傷者を出す程の大風水害に見舞われるなどあって、大凶作の年となりました。止め度ない米不足、米価高騰で、領内の生活困窮は極度に達し、餓死者続出、実に「五十年來の凶作」（天明の大飢饉以来）の襲来となったのでした。このような世情の中から発生したのが、ことば遊びとしての「当世子供遊び」であります。これは、子供の遊びの言葉や動作にかこつけて、時事的な対象を適切に取り上げ、強い諷刺を利かせている点、子供の世界を越えた大人の作為に成るもので、領内にはかなり流布されていたものようです。
（2）

設問の「御蔵元は、てんのこ、てんのこ」は、その「当世子供遊び」の一つに入っているものです。先ず、「てんのこ、てんのこ」とは、
（4）

「童戯、童詞」（「宮城県史」20の内。天江富弥）に、『嬰児をあやす遊び テンノコテンノコ またはニギニギ 手を握って開いて、繰り返しながら歌う』、また、「方言」（「宮城県史」20の内。藤原 勉）に『われわれは赤坊に、手を握っては開いて見せて、このしぐさを教えたもので、この時てんのこてんのこととなえた。手の子手の子か。』とあります。

次に、「お蔵元」とは、領内の年貢米を抵当として御用金を調達する者で、当時の蔵元は、大坂の財閥升屋平右衛門が命ぜられていました。蔵元は、職掌柄、如何なる時も、米と金とを豊かに保有しています。その蔵元が、このような非常事態の中で、握る一方、即ち貯めこむ一方でありながら、一向手持ちのない素振りで、難民救済のための金品放出をしようとせず、社会的責任を示さない姿勢を、このようになぞらえているものであります。

注(1) 天明の飢饉からおよそ半世紀を経て、天保4年〔1833〕に冷害による大凶作が起こった。

東北全帶では3分5厘作といわれ、翌年は、やや平年作に近かったが、天保6年〔1835〕は7月の大風雨と洪水被害による凶作、翌年は異常冷害と大暴風雨の追い打ちで、天明大飢饉に劣らぬ飢饉状態となった。天保8年〔1837〕は凶作を理由に参勤上府の免除を願い出、幕府から後年の出来米で返済する約束で借金をしている。「お助け様」と感謝の意となった佐藤助五郎が現われたのも、このような時であった。彼は、呉服太物商を営む金上侍で、勘定奉行仮役人御救助方となって、万人講を起し利金を活用、また公用の伝馬を使って松皮を

集め、これを餅として窮民救助に充てるなど、飢饉の対策に献身した。

注(2) 「天保日記抜書」（遊閑斎宣祝。天保10年9月。「塩釜市史」資料編の内）にも、次のように収録されている。

『天保六年………

此節世上一統上下とも二人氣全然なく色々風唱とも有之候去ル御屋敷より相出候とて見せられ候を爰〔ここ〕ニ写取置候左ニ相記し候当政〔世〕子共遊び

一 御縁合向ハ わくぐりわくぐり

一 御役料ハ きんはちきんはち

一 御金箱ハ てうちてうち

一 御台所ハ おかげふち

一 諸役人ハ ととのめととのめ

一 金主ハ かぶかぶ

一 諸士百姓ハ あわわ

一 御藏元ハ てんのこてんのこ

一 御取縮メハ ひぢばんばん

一 親玉方ハ めいなひめいなひ

一 こんな事ハ めんてうめんてう

子共遊び追加

一 あいぶは御上手 大坂上りの役々

一 ここまでござれ 御藏元

一 ねんねこねんねこ 備金

一 風との風とのお吹やてたもれ 大工屋根葺日用取

一 江戸を見るか京見るか 老役

一 あめこんこん 御百姓

一 おにになたとてはらたつものハ 古御奉行古出入司

一大とうめぐりからめぐり 聞抜方

一 かくれかご 酒樽とも

一 おのがぞうりおきろ 酒屋とも

一 そっちのかすハうまくなひ 升平〔升屋平右衛門〕

一 どふの馬の毛色がよい 奥方女中

右ハ御城下懇意の者より借受爰に写置候』

注(3) P. 604 の注(4)参照。

注(4) 「てんのこ」には、片手で握る握り飯をいう場合もある。「仙台方言考」（真山青果）に

『小児の間食などに、飯を片手の掌にて錘〔おもり〕の形に握り、味噌などをまぶしたるをいふ。何の謂〔いい〕たるを知らず。「待て待て、いまてんのこてんのこつくってやる」。』とある。

注(5) P. 604 の注(5)参照。

資料 童戯・童詞（「宮城県史」20 の内。天江富弥）

方言（「宮城県史」20 の内。藤原 勉）

仙台方言（「仙台市史」第6巻の内。藤原 勉）

90. 「鍾景閣」の名の由来

問 仙台市茂庭の、「茂庭荘」の隣の「鍾景閣」という現代的でない名称は、何から取ってつけられたものですか。

答 「仙台市政だより」1326号（昭和60年10月1日発行）に、『いま甦る武家屋敷、10月10日開館……当邸はこれから鍾景閣(1)（旧伊達邸(2)〔てい〕に保存されていた第五代吉村公の扁額に由来）として運営し、市民の皆様に広く利用していただくとともに、文化財として保存に努めています。』とあります。この建物は、もと、仙台市一本杉にあり、明治37年から38年にかけて建築された伊達氏の私邸であったが、昭和27年伊達氏から聖ウルスラ学院に譲渡、その後不要となったため、昭和55年、仙台市が無償寄付を受け、解体保存されていたものを、昭和60年茂庭荘敷地内に復原再築したものであります。

この建物は昭和58年仙台市の文化財に指定されたものですが、再建後市民の利用に供する施設名として、たまたま、今は松島瑞巌寺に保存されていた、伊達吉村筆の扁額「鍾景閣」の3字を、伊達家ゆかりの意味で採用されたものであります。

この扁額の裏面には、

『享保九〔1734〕甲辰〔きのえたつ〕孟春〔もうしゅん〕望〔ぼう〕左近中将 藤吉村(3)(4)(5)(6)』とあります。享保9年、伊達吉村55歳の1月15日の書で、この時吉村は参勤在府中であり、江戸の品川上屋敷にいた時のものであります。如何なる用途のためのものであったか、記録がないのでわかりませんが、国許仙台とは無縁のものと見られます。これが、戦中戦後の混乱期に、仙台の一本杉邸(8)に送られ、一本杉の家屋敷が、昭和27年聖ウルスラ学院に売却される際に、瑞巌寺に入ったもののようにであります。

一方、一本杉の伊達氏邸は、もと、佐々豊前下屋敷でしたが、明治10年頃伊達家の仙台屋敷となっ